

死亡した外国人に係る外国人登録原票の写しの交付請求（亡くなった外国人の外国人登録原票をもらう方法）について

外国人登録の制度は、2012年7月8日で終わって、2012年7月9日から新しい制度が始まりました。外国人登録原票は、出入国在留管理庁が持っています。

法律では、個人（一人の人）の情報を出せるのは、生きている人のことだけです。しかし、国の役所のサービスで、亡くなった外国人と交付請求する人の関係が、家族やいっしょに住んでいたことが、はっきりわかったときだけ出しています。

交付請求の手続（交付請求のしかた）については、下を読んでください。

1. 交付請求に必要な書類

(1) 出入国在留管理庁に郵便で書類を出す場合

下のアからエをいっしょの封筒に入れて送ってください。

ア 交付請求書

死亡した外国人に係る外国人登録原票の写し交付請求書は、こちらを使ってください。

→ [【交付請求書】](#)

交付請求書の書き方は、こちらを見てください。→ [【交付請求書の書き方】](#)

※必要なことを、まちがえないように書いてください。

イ 本人確認書類（交付請求する人の名前、住所、生年月日がわかるもの）

在留カード、特別永住者証明証、運転免許証、健康保険証、個人番号カード（マイ

ナンバーカード) などのコピー

※健康保険証のコピーは、保険者番号・被保険者などの記号・番号がわからないように、黒いペンで塗ってください。

※個人番号カード (マイナンバーカード) は、おもて (名前や住所が書いてある方) だけコピーしてください。

※有効期限 (カードに書いてある日) を過ぎていないものをコピーしてください。

ウ 住民票の写し

市役所・区役所などで出してもらって、そのまま送ってください。

※市役所・区役所などで出してもらってから、30日の間に出入国在留管理庁に着くように送ってください。

エ 返信用封筒など (出入国在留管理庁から交付請求した人に送る封筒など)

封筒に94円分の切手 (大きい封筒は120円分) を貼って、交付請求する人の住所と名前を書いてください。

レターパックの場合は、切手はいりません。住所と名前を書いてください。

(2部 (2つ)、3部 (3つ)、もっとたくさんほしいときは、レターパックにしてください。)

※出入国在留管理庁から送るのは、ウの住民票に書いてある住所だけです。

※「外国人登録原票の写し」の紙が多くなったときは、94円分の切手では送れません。

多くなったときのために、94円分の切手といっしょに、全部で140円分になるように、46

円分 (大きい封筒は20円分) の切手も送ってください。使わなければ、「外国人登録原票の

写し」といっしょに封筒に入れて返します。もっと足りないときは「切手を送ってください」と

お願いすることがあります。

※窓口に取りに来る場合、必要ありません。

(2) 出入国在留管理庁の窓口に来て書類を出す場合

(1) のア、イを持ってきてください。「外国人登録原票の写し」を送ってほしい人は、エも持ってきてください。窓口に取りに来る場合、エは必要ありません。

2. 交付請求できる人 (亡くなった外国人の外国人登録原票を、もらうことができる人)

(1) 外国人が亡くなったときの配偶者 (結婚していた人)、内縁関係だった人 (結婚している人と同じように、いっしょに生活していた人)、亡くなった外国人の祖父 (おじいさん)、祖母 (おばあさん)、両親 (お父さん・お母さん)、子、孫 (子の子)、兄弟 (お兄さん・おとうと)、姉妹 (お姉さん・いもうと)

(2) 外国人が亡くなった時に、いっしょに住んでいた人 (配偶者の家族など)。

(3) 法定代理人 (下のアカイの人。(1) (2) の人の代わりができます。)

ア 交付請求する人が未成年者 (19才以下) の場合 → 両親のどちらかができます。

イ 交付請求する人が成年被後見人 (20才以上で、病気や、自分で考えて何かを決めることができない人) の場合 → 成年被後見人 (裁判所が決めた人) ができます。

※法定代理人は、1 (1) アからエのほかに、本人との関係が確認できる書類 (戸籍謄本、

登記事項証明など) を出してもらいます。なお、窓口に来て書類を出す場合、ウは必要ありま

せん。また、窓口に取りに来る場合、エは必要ありません。

3. 交付請求できる期間（いつからいつまでの外国人登録原票をもらうことができるか。）

1946年ころから2012年7月8日まで。

4. 交付の決定等に要する期間（外国人登録原票を出すまでに何日かかるか。）

出入国在留管理庁に交付請求書が着いてから、1か月から2か月くらいかかります。

※必要な書類が足りなかったり、交付請求書に書いたことがまちがえていると、もっと時間がかかります。

5. その他

(1) 結婚や帰化（外国人から日本人になった。）などで、名前が変わった人は、前の名前から今の名前に変わったことがわかる書類（戸籍謄本など）を、出してもらうことがあります。

(2) もらいたい外国人登録原票の人が、「亡くなっている」ことがわかる書類（戸籍謄本、死亡届、住民票の除票など）を、出してもらうことがあります。

(3) 亡くなった外国人と、交付請求する人の関係がわかる書類（戸籍謄本、住民票など）を、出してもらうことがあります。関係は2（1）（2）を見てください。

(4) 出してもらった書類（住民票の写し、戸籍謄本など）は返すことができます。返してほしい人は、紙に「○○（住民票など）を返してください」と書いて、1（1）の書類といっしょに送ってください。

※亡くなっていることや、関係がはっきりわからないときは、不交付（外国人登録原票が出せない）のお知らせを出すことがあります。

6. 交付請求書等の提出先（交付請求書や必要な書類を出すところ）

郵便ゆうびんで送おくるか、下したの場ばしょ所だに出でしに来きてください。

提出ていしゅつ先さき（出だすところ）：出しゅつ入にゅう国こく在ざい留りゅう管かん理り庁ちよう総そう務む課か出しゅつ入にゅう国こく情じょう報ほう開かい示じ係がかり

[案内図](#)

住じゅう所しょ：〒160-0004 東とう京きやう都と新しん宿じゅく区く四よつ谷や1-6-1 四よつ谷やタたワわー13F

電でん話わ番ばん号ごう：03-5363-3005

窓まど口ぐち／電でん話わの受うけ付つけの時間じかん：午ご前ぜん9時じから午ご後ご5時じまで（土ど・日にち・祝しゅく日じつ・年ねん末まつ年ねん始しはお休やすみ）